

石狩市監査委員告示第3号

令和2年度監査結果（後期）に基づく措置通知事項の公表について

石狩市長から令和2年度監査結果（後期）に基づく措置の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、その通知内容を別紙のとおり公表する。

令和3年7月26日

石狩市監査委員 百井宏己

石狩市監査委員 花田和彦

通知内容の写しは、監査事務局（市役所）に備え置きますので、閲覧を希望される方は申し出てください。

監 査 区 分	監査対象部局	指 摘 事 項	措 置 内 容
令和2年度 定期監査	総務部 行政管理課	業務委託において、業者選定の決定前に執行決議がされていた。	石狩市契約規則第35条第2項の規定により準用する第27条の規定に従い、適切な契約事務を行うことを契約事務担当内で確認した。
令和2年度 定期監査	企画経済部 企画課	競輪場外車券場交付金において、請求の決定を主査が決裁していた。	決裁区分の再確認を行い、石狩市事務決裁規程第4条に基づき、適正な専決権者で行うことを課内で確認した。
令和2年度 定期監査	財政部 納税課	滞納処分費において、配当計算書の滞納金額・確認債権額の欄に記入誤りがあった。	対象者に対し、令和2年11月12日に電話連絡により書類差替えの了解を得たのち再送付を行った。
令和2年度 定期監査	建設水道部 建築住宅課	市営住宅使用料において、使用料の決定は事務決裁規程では決裁権者は部長となるが、課長が決裁していた。	他課の同様の使用料の専決権者について、事務決裁規程で課長と規定していることを踏まえ、住宅使用料についても課長専決が妥当と判断し、関係規定を令和3年4月1日付けで改正した。
令和2年度 定期監査	浜益支所 浜益国民健康保険診療所	諸検査等収入において、公印に関する規程に規定のない印が使用されていた。	指摘を受け、文書を発出する際は発出者を診療所長ではなく石狩市長とし、当該印は使用せずに公印に関する規程に規定される市長の印を押印することとした。
令和2年度 定期監査	浜益支所 浜益国民健康保険診療所	諸検査等収入において、診察料の算定に誤りがあった。	令和2年度及び3年度の各年度における会計処理及び相手方への不足額の請求等を行った。
令和2年度 定期監査	生涯学習部 学校教育課	契約事務において、業者選定の決定前に執行決議がされていた。	契約事務の適正な執行について、石狩市契約規則に基づき適正に執り進めることを課内で情報共有し確認した。
令和2年度 定期監査	生涯学習部 石狩市民図書館	行政財産目的外使用において、事務専決規程では決裁権者は部長となるが、館長が決裁していた。	毎年4月1日付けで石狩市教育委員会事務専決規程第4条（専決事項の拡張）により、決裁権者を市民図書館長（次長職扱い）として取り扱うものとする旨を決定することとした。
令和2年度 定期監査	生涯学習部 石狩市民図書館	補助金において、額の確定通知、支出負担行為の減額及び不用額の返還命令がされていなかった。	補助金交付団体に対し、令和2年11月5日付けで額の確定通知及び不用額の返還命令を行った。
令和2年度 定期監査	議会事務局	交際費において、執行について事前の決定がされていなかった。	石狩市交際費の執行に関する事務取扱要領第3条に基づき、令和3年度執行分より、事前に決定行為（決裁）を行うよう新たな様式を作成した。
令和2年度 定期監査	議会事務局	交際費において、支出負担行為は金額で判断すると事務決裁規程では代決権者は副市長となるが、次長が決裁していた。	石狩市事務決裁規程第4条及び第10条に従い、適切に決裁を行うことを事務局内で確認した。
令和2年度 財政援助団体監査	一般社団法人 石狩観光協会	浜益事務所における出店料及び協賛金の収納方法等が不適切であった。	浜益事務所用の口座を開設（口座開設日は令和3年6月11日）するとともに、浜益事務所職員を出納事務担当者に任命し、一般社団法人石狩観光協会会計処理規程に従って適切に収納管理を行うこととした。
令和2年度 財政援助団体監査	企画経済部 商工労働観光課	拠出金の算出にあたり、交付要綱の内容と一部相違していた。	一般社団法人石狩観光協会拠出金交付要綱第3条の規定に基づく別表「拠出金の交付対象事業及び拠出金額」の「3. 観光宣伝誘致事業」について、良質なガイドの育成や確保、多様化する活動の促進のため、必要な経費を交付できるよう、同拠出金交付要綱を令和3年3月31日付けで改正した。